

1. 収入証紙廃止による納付方法の変更のご案内

令和8年3月末で島根県収入証紙を廃止します。

証紙の販売は令和8年3月末まで

証紙の使用は令和8年9月末まで

購入後、使用しなかった収入証紙は…令和13年3月末まで還付ができます。

令和8年4月1日以降、未使用の収入証紙を返還いただくと額面金額を還付します。

詳しい手続については、今後島根県のホームページ等でお知らせします。

令和8年4月からは、次のいずれかにより納付をお願いします。

当センターでの収入証紙に代わる納付方法について

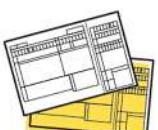
1. オンラインでの納付



しまね電子申請サービスを利用して、オンラインでの納付手続きが可能となります。

- ・クレジットカード(VISA、Master、American Express、JCB、Diners Club)
- ・Pay-easy(ペイジー)(インターネットバンキング、Pay-easy 対応 ATM)
- ・PayPay

2. 納入通知書での納付



センターが発行した納入通知書を使用して、金融機関窓口またはコンビニエンスストアで現金納付が可能となります。

※各納付方法の併用はできませんので、ご留意ください。

詳しくは下記の連絡先へお問い合わせください。

2. 機器開放使用料及び依頼試験手数料の改定

令和8年4月1日から島根県の規則改正により当センターの機器開放使用料及び依頼試験手数料の額が改定されます。

対象機器・試験及び改定後の使用料手数料は下記よりご確認ください。

詳しくは担当科か下記の連絡先へお問い合わせください。

URL:<https://www.shimane-iit.jp/topics/815>



お問い合わせ先

島根県産業技術センター企画調整スタッフ

E-mail:siit-kikaku@pref.shimane.lg.jp

右記 QR コードから当センターフォームからも問い合わせできます。

